

【 総 則 】

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、委託業務を履行するものとする。

2 委託業務に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、委託業務について仕様書等に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上当然必要なものについては、乙の負担で履行する。

【届け出の義務】

第2条 乙は、委託業務を表記期間内の甲の指定する日時までに完了しなければならない。ただし、指定期日に委託業務を完了することのできない理由が発生したときは、すみやかにその理由および影響日数等を詳記し届け出なければならない。

【損害防止措置の義務】

第3条 乙は、本委託業務の履行について十分な損害発生防止措置をしなければならない。損害発生防止に関し相当の設備をなさず、または注意を怠ったと認められるときは、すべて乙の負担とする。

【 検 査 】

第4条 乙は、委託業務を完了したときは、ただちに届け出て甲の定める検査を受けなければならない。乙は、検査に合格したときをもって当該委託業務を完了する。

2 甲は、前項の届け出があったときは、その日から10日以内に検査を行う。

【検査不合格の場合】

第5条 検査に合格しないとき、甲は、1回に限り日時を指定して、手直しを認めることがある。乙は、手直しが完了したときは、ただちに甲に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の場合は、手直しの検査に合格したときをもって当該委託業務の完了とする。

【乙の検査立会義務】

第6条 乙は、甲の指定する日時および場所において、検査に立会わなければならない。立会わない場合は、乙は、検査の結果について異議の申し立てができない。

【甲の代執行】

第7条 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。ただし、これによって乙に損害を生じることがあっても、甲は、賠償の責任を負わない。

【履行遅滞の場合の違約金】

第8条 乙は、指定期日に委託業務を完了しないときは、延滞日数に応じ契約金額に年3. 1%の割合で計算して得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 前項の規定により計算した違約金の額が100円未満であるときは、違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。

4 第5条の規定による手直しが指定期日以降にわたるときは、当該契約に係る遅延違約金は、契約期限の翌日から計算する。

【請求・支払い】

第9条 乙は、委託業務が検査に合格し完了した後でなければ代金を請求することができない。ただし、仕様書等により別に定めた場合はこの限りでない。

2 甲は、検査終了後、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において支払う。

3 甲は、第2項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めにより、乙に対し延滞日数に応じ支払金額に年3. 1%の割合で計算して得た額を遅延利息として支払う。

【事 情 変 更】

第10条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲または乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。

【協議による変更・解除】

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部もしくは一部を変更、中止または解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に相当する代金を支払う。乙は、その他の機材等をすみやかに引き

取らなければならない。

【甲の解除権】

第12条 乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は、何ら催告を要せずに契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する事由により期間内に契約を完了しないとき、又は完了の見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除したとき、乙は、契約金額（履行部分がある場合は、契約金額から履行部分の代金を控除した額とする。）の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合は、甲は、本項を適用しないことがある。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に生じた損害を、乙は賠償する責任を負う。

【談合その他不正行為による甲の解除権】

第12条の2 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業員）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

【危 険 負 担】

第13条 成果物のある委託契約の場合、検査合格前に生じた損害については、すべて乙の負担とする。

【瑕疵担保責任】

第14条 成果物のある委託契約の場合、検査合格後に乙の責による瑕疵が発見されたときは、別に定める場合を除き、検査合格の日から1年間、乙は、その補修、引換もしくは補足の責任を負う。ただし、1年経過後においても重大なる瑕疵が発見された場合には、甲乙協議のうえ決定する。

【損 害 賠 償】

第15条 乙は、契約の履行に際し施設等の全部または一部に損害を与えたときは、乙の負担において原状に回復するとともに、これによって甲に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 乙は、契約の履行に際し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

【談合その他不正行為に係る損害の賠償】

第15条の2 乙は、この契約に関して、第12条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生および損害額を立証することを要することなく、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第12条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合。

(2) 前号に掲げるもののほか、第12条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が甲に金銭的な損害を生じさせるものでないことを乙が立証し、甲において特に認める場合。

(3) 第12条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合（乙について刑法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定した場合を除く。）。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

【 相 殺 】

第16条 甲は、この契約において、乙から取得する金銭があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴する。

【委任の禁止】

第17条 乙は、この契約について、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委任することができない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

【権利義務の譲渡・担保の禁止】

第18条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

【秘 密 保 持】

第19条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。足立区個人情報保護条例の対象とする個人情報を取扱う契約については、別紙の定めに従うものとする。

【情報通信の技術を利用する方法】

第20条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承認および解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

【信 義 則】

第21条 乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

【疑義の協議】

第22条 この契約条項および仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約条項もしくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

【足立区契約事務規則の遵守】

第23条 乙は、この契約条項のほか足立区契約事務規則を遵守しなければならない。

【単価契約の場合】

第24条 乙は、甲の発行する発注書等の指定期日までに、指定の場所において委託業務を履行する。

2 乙は、代金の請求については、検査終了後、1ヶ月分をまとめて翌月10日までに甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合はこの限りでない。

3 第8条の「契約金額」は、「発注金額（契約単価に発注数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。

4 第12条および、第15条の2の「契約金額」は、「発注予定金額（契約単価に発注予定数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。